

## 第1号議案 2023（令和5）年度活動経過報告

DPI 北海道ブロック会議（以下、DPI 北海道）は、認定 NPO 法人 DPI 日本会議（以下、DPI 日本会議）の地方組織として、2023 年 5 月 27 日に「2023 年度 DPI 日本会議総会」で確認された DPI 日本会議の方針と DPI 北海道の設立趣意書、定款及び地域のニーズに基づき、以下の課題を中心として、障害児・者の権利と尊厳が尊重され、だれもが暮らしやすい地域づくりをめざして、DPI 日本会議及び関係団体等との連携に基づき以下のとおり取り組みを進めてきた。

しかし、残念ながら 2022 年に不慮の事故で逝去した故土屋晴治副議長は、特に精神障害者への交通費の割引拡大については精力的に取り組むとともに、自身が生活保護を受給している当事者としての立場から国が 2013 年から実施した史上最大の生活保護基準引き下げに対して、全国 29 都道府県、1,000 名を超える原告の一人として違憲訴訟を起こし闘ってきた。

また 2023 年 7 月 30 日に急逝した桜田隆志理事は、長年の施設生活を経て、地域での自立生活を送っていた。故桜田理事は理事会や居宅支援に関する勉強会等で明瞭な意見を述べ、関連するイベントにも自身の介助者の都合をつけ積極的に参加した。

2003 年の DPI 北海道の結成以降、私たちは大切な多くの同志を失ってきたが、こうした仲間の「意思」と「想い」と「夢」を受け継ぎ、私たちのめざす社会の実現に向けて取り組みを進めていくことをあらためて確認したい。

なお、今年度の会議等の開催及び取り組み状況は、別表のとおり。

### 全体報告

1. 障害者の生活に関わる各種課題の調査・研究・提言等や必要な対応を実施するためにオンライン等により理事会、役員会議、居宅支援に関する勉強会、意見交換会、フォーラム等を開催した。
2. 2023 年度 DPI 北海道総会記念イベントとして、公益財団法人キリン福祉財団助成事業（キリントウンミーティング北海道）「北海道における地域生活の現状と私たちの描く未来～障害者権利条約の批准と障害者権利委員会からの総括所見（勧告）を受けて～」を DPI 日本会議と共催した。基調講演では「総括所見を活用し、国内法のバージョンアップを進めよう！」と題し、DPI 日本会議事務局長の佐藤聡氏に障害者権利条約や総括所見に至る経緯と今後の国内法や我々の運動にどう繋げていくか等をお話頂いた。パネルディスカッションでは「北海道における地域生活の現状と私たちの描く未来」と

して、各パネラーから各々の立場で現状と課題をお話し頂き、参加者と共有した。

2030 札幌冬季オリパラ誘致への対応については、札幌市が誘致活動を停止したため、当団体としても取り組み課題から削除した。

3. 優生保護法北海道違憲訴訟については、「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道（以下、支える市民の会）」に参画し傍聴行動及び集会等に参加した。北海道も含めた全国的な優生保護法裁判においては、2022 年 2 月と同年 3 月の大阪高裁及び東京高裁での原告勝訴の判決に続き、熊本地裁、仙台地裁、静岡地裁での原告勝訴の判決の流れの中、札幌高裁でも 2023 年 3 月 16 日に違憲性を認め、除斥期間を適応することは、正義・公正に反するとして、原告側勝訴の判決が出された。しかし、こうした判決に対して国は除斥期間の不適用を不服として、控訴及び上告をした。最高裁判所に上告されている札幌を含む 5 事案については、今年 5 月に最高裁判所にて口頭弁論が行われる予定である。

最高裁判所宛に「優生保護法裁判に正義・公平の理念にもとづく最高裁判決を」を求める署名活動に協力した。

また 2023 年 6 月 2 日に石狩の匿名男性が札幌地裁に提訴し、現在審理中である。

4. 「共生・共学」の推進にむけて関係団体と連携し、2024 年 1 月 25 日に北海道教育委員会への要請行動と意見交換を実施した。

同年 3 月 21 日には、DPI 日本会議並びにインクルネットほっかいどうと連名で、北海道教育委員会に対し「北海道立の高校定時制における知的障害のある生徒への人権侵害並びに障害者差別事案に対する抗議及び要望」を提出し、記者会見を行った。

同年 10 月 5 日～6 日に旭川市で「第 15 回障害児の高校進学を実現する全国交流集会 in 旭川」が開催されることが決定した。

また、インクルーシブ教育に関する学習会や集会等にも参加した。

5. 2013 年 8 月から生活保護費引下げを受けて北海道では、故土屋副議長を含めて原告 153 名が、引下げは憲法 25 条違反だとして札幌地裁に訴えたが、2021 年 3 月 29 日に、札幌地裁は原告の訴えをすべて棄却するとの判決を下した。しかし、こうした不当判決が示される一方、2022 年 5 月 25 日の熊本地裁、同年 6 月 24 日の東京地裁、同年 10 月 19 日の横浜地裁、2023 年 2 月 10 日の宮崎地裁、同年 3 月 24 日の青森地裁と和歌山地裁、そして同年 3 月 29 日の埼玉地裁では違憲とする判決が出された。北海道内では、札幌地裁の判決を受けて札幌高裁に控訴しており動向を注視した。

6. 北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会、北海道自立支援協議会、北海道障がい者条例に基づく地域づくり推進会議、北海道障害者介護給付費等不服審査会、北海道障がい者施策推進審議会、北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会、札幌市共生社会推進協議会、札幌市自立支援協議会及び関係プロジェクトチーム等の委員を担い行政施策等へ障害当事者としての意見反映に努めた。

## 2. 分野別報告

### 1. 「理事会」及び「居宅支援に関する勉強会」の開催

「理事会」は、2カ月に1回開催し、DPI 日本会議の取組みの共有と DPI 北海道としての取組みを確認する場として開催している。また、「居宅支援に関する勉強会」では、障害児・者を取り巻く日々の諸課題に関する情報共有と対応を検討するために設置し第2と第4火曜日(18:30-20:30)に開催している。

なお、コロナ禍を受けてすべてオンラインにより開催していた理事会は、ハイブリッド開催に移行した。

### 2. 様々なバリアフリーへの取り組み

2030 札幌冬季オリパラ誘致への対応については、札幌市が誘致活動を停止したため、当団体としても取り組み課題から削除した。

2023年3月に北広島市に開業した北海道ボールパーク F・ビレッジについては、同年4月に視察を行い10月にオンラインにて北海道日本ハムファイターズと意見交換を行った。

また JR 新函館北斗駅のエレベーターについて、大型の車イスに対応できない等の課題も提起された。

### 3. 札幌市の障害福祉サービスの改善に向けた取り組み

2020年10月の重度訪問介護の非定型の導入以降、札幌市における重度訪問介護の非定型による支給決定の課題について協議してきた中で、ようやく2023年度に札幌市自立支援協議会において、札幌市全域の課題として取り組むことが決定し、同年9月4日に「重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム」として第1回の会議が実施された。

構成員に小谷副議長、紺野副議長、小熊理事、オブザーバーとして西村理事が参画し毎月会議を行い、札幌市内の相談支援事業所並びに重度訪問介護事業所及び制度を利用している障害当事者へアンケート調査を行った。

また小谷副議長が、しのだ江里子市議会議員に働きかけ2024年3月25日に札幌市議会副議長室にて、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長、自立支

援担当課長、給付管理係長との話し合いを行い、支給決定のありかたの改善のための大きなきっかけを創った。

注) 重度訪問介護の支給時間は、自治体があらかじめ定めた障害程度等の審査基準に基づき決定する定型と障害者一人ひとりの生活状況等も加味して決定する非定型がある。札幌市は、定型により支給決定をしていたが他の政令市がすべて非定型による支給決定をしていることや非定型の導入が議会に陳情されたことを受けて、導入に向けた検討会を設置し、その意見書を受けて2020年10月から本格導入された。

#### 4. インクルーシブ教育（共生・共学）の推進にむけて

「インクルネットほっかいどう」の構成団体として、以下のとおり取り組みを進めた。

- (1) 対面形式及びオンラインによるインクルーシブ教育に関係する学習会や集会等に積極的に参加した。
- (2) 北海道教育委員会へ要請書を2024年1月25日に提出した。
- (3) 北海道教育委員会との意見交換については、2024年1月に要請書の提出に併せて行った。同年1月には「①就学先決定の仕組み」「②高校受験について」、「③看護師や支援員等の配置を含めた合理的配慮全般」等を各担当課と意見交換が出来た。
- (4) 2024年3月21日には、DPI 日本会議並びにインクルネットほっかいどうと連名で、北海道教育委員会に対し「北海道立の高校定時制における知的障害のある生徒への人権侵害並びに障害者差別事案に対する抗議及び要望」を提出し、記者会見を行った。
- (5) 2024年10月5日～6日に旭川市で「第15回障害児の高校進学を実現する全国交流集会 in 旭川」が開催することが決定した。

#### 5. 優生保護法北海道違憲訴訟に関する取り組み

支える市民の会の構成団体として、裁判傍聴及び裁判後の報告集会等に参加した。2021年2月に発足した「2.8 全国集会実行委員会」からの流れで、2021年5月より「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）」となり、小谷副議長と山崎事務局長が共同代表に就任している。Zoomによる会議や集会等に参加した。また、2023年11月に行われた「優生保護法問題の早期全面解決を求めて11.1 全国集会」や2024年3月に行われた「優生保護法問題の早期・全面解決を求める3.21 院内集会」に賛同した。また2023年8月に仙台、2024年3月に熊本で開催された各地域の集会にオンラインで出席し、山崎事務局長からコメントを述べた。

また必要に応じて、LINEでのグループ通話を利用し、支える市民の会の打ち合わせにも参加した。

さらに支える市民の会において、北海道に対し一時金支給制度の広報の在り方について意見交換を行い、多くの被害者に一時金支給制度を周知されるよう求めた。

## 6. SDGs 北海道メジャーグループに関する取り組み

2024年2月26日に「北海道メジャーグループ・プロジェクトミーティング 2023」を開催した。各グループで今後のビジョンに向けて報告を行ったが、小谷副議長と山崎事務局長とも日程が合わず「障害グループ」は報告できなかった。

注) SDGs (持続可能な開発目標) とは国連で採択された「世界が直面している環境問題や差別・貧困・人権問題といった課題を、世界のみんなで協力して 2030 年までに解決していくための計画・目標」です。計画・目標は 17 あり、具体的なものとしては、「貧困な人を無くす→発展途上国への支援等」、「差別のない社会を作る→年齢や性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等で差別をしない社会を実現する。」、「環境を大切に作る→地球及び自然環境に配慮しながら、国や企業が活動する。」ことなどで「誰一人取り残さない社会」を創るための取り組みです。

## 7. 各種検討会議等への対応について

### (1) 石狩圏域地域づくり委員会

2023 年度「石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」は 1 回も開催されなかったが、協議の申し立ては一件あった。2023 年 8 月 30 日にオンラインによる令和 5 年度地域づくり推進員等研修では、大川拓也弁護士による講義「障害者権利条約～国連勧告を受けて求められる日本社会について～」と、北海道内各圏域の委員会の取組状況報告が行われた。

### (2) 北海道自立支援協議会

2023 年度の会議は、第 1 回が 7 月 31 日、第 2 回が 10 月 19 日にオンラインで行われ、第 3 期北海道障がい者基本計画・第 7 期北海道障がい福祉計画(仮称)の策定等について基本的な考え方と今後のスケジュールの説明が行われた。さらに北海道自立支援協議会内の部会での検討事項について、説明と質疑等があった。

### (3) 北海道障がい者施策推進審議会

2023 年度 5 回開催された審議会では、「第 6 期北海道障がい福祉計画」の評価、「第 3 期北海道障がい者基本計画」と「第 7 期北海道障がい福祉計画」の検討・立案がされ、障害当事者の立場から意見を述べた。また、社会福祉法人あすなる福祉会での不妊処置問題から検討されることとなった「グ

グループホームにおける結婚、出産、子育てのあり方」についても、北海道からの案に対し障害当事者の立場から意見を述べた。

(4) 北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会

2023年度2回開催された部会では、北海道内で多発する障害者支援施設での虐待事案に対する再発防止策の検討や、「グループホームにおける結婚、出産、子育てのあり方」について、障害当事者の立場から意見を述べた。

(5) 北海道障害者介護給付費等不服審査会

2023年度は1月17日に障害支援区分認定に関する不服申し立ての審議が行われ、障害当事者の立場から意見を述べた。

(6) 札幌市共生社会推進協議会

2023年度は3月1日に会議が開催され、「障害者差別解消法等に係わる札幌市の取り組み」と各委員からの相談事例等の情報共有を行った。

(7) 札幌市自立支援協議会

運営会議は2ヶ月に1回、全体会は年間2回、地域部会連絡会は3ヶ月に1回開催された。委員として小谷副議長、紺野副議長、小熊理事が委嘱され、会議に参加した。

また「重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクト」が立ち上がり、小谷副議長、紺野副議長、小熊理事、オブザーバーとして西村理事が委嘱され、毎月1回会議が開催されている。

(8) 障害者の生涯学習推進コンソーシアム形成事業地域推進コンソーシアム会議（主管：北海道教育委員会）

2023年度は3回の会議をZoomで行い、北海道内の生涯学習の取り組み等を協議した。また研修会にも参加した。2024年2月3日に「ともに学び、生きる共生社会コンファレンス in 北海道」に参加した。

注) この事業は、義務教育等を卒業した障害者の生涯教育（生きていく力や繋がりをつくるなど）を推進することを目的として北海道教育委員会が文部科学省から受託した事業です。また、コンソーシアムとは、共通の目的を持つ複数の人が協力する集団のことです。

(9) 恵庭市遠藤牧場障害者事件訴訟に関する取り組み

恵庭市の遠藤牧場において住み込みで働いていた3名の知的障害者が原告となり、遠藤牧場の経営をしていた元恵庭市議会議員・元同議会議長（故人）の妻と子、そして恵庭市を被告として提訴した。

元同議会議長（故人）の妻と子については、原告らを劣悪な環境のもとで生活をさせ、休日もほとんどなく朝から晩まで働かせていながら給料を支払わないという過酷な奴隷労働を強いていた。また原告らの障害年金を搾取していたことの責任も追及されている。

恵庭市に至っては、2017年1月末の段階で原告らが置かれている状況を把握していたにもかかわらず、障害者虐待防止法等の法令上の市町村の責務を果たさなかった。さらに虐待調査を実施しようとした相談支援事業所に対しては、調査妨害や虐待隠蔽行為を行ったこと及び遠藤牧場の経営者が元恵庭市議会議長であったことから忖度して、敢えて虐待調査を行わず虐待を放置したことの責任を追及している訴訟である。

2023年度は3回の裁判が行われ、傍聴行動や報告会に参加した。